代理人の有無

　　　　　　　　　　　　地縁による団体の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

１　代理人の有無

（１）　有　　代理人有りの場合

　　　　　　　　　　代理人氏名

　　　　　　　　　　　　　住所

（２）　無

※「代理人」は地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第２６０条の８　認可地縁団体の代表者は，規約又は総会の決議によって禁止されていな　いときに限り，特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の９　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において，事務が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは，裁判所は利害関係人または検察官の請求により，仮代表者を選任しなければならない。

第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については，代表者は，代表権を有しない。この場合においては，裁判所は，利害関係人又は検察官の請求により，特別代理人を選任しなければならない。